

第14回教育委員会会議

1 日時 令和4年8月9日（火） 午後3時30分～午後4時30分

2 場所 大阪市役所本庁舎7階 市会第6委員会室

3 出席者

多田 勝哉 教育長

森末 尚孝 教育長職務代理者

平井 正朗 教育長職務代理者

巽 樹理 委員

大竹 伸一 委員

栗林 澄夫 委員

三木 信夫 教育次長

御栗 一智 東成区担当教育次長

塩屋 幸男 東住吉区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

川本 祥生 総務部長

上原 進 学校環境整備担当部長

忍 康彦 教務部長

福山 英利 指導部長

青柳 毅 こども青少年局子育て支援部長

村川 智和 総務課長

橋本 洋祐 連絡調整担当課長

笹田 愛子 学校適正配置担当課長

武井 宏蔵 施設整備課長

上田 慎一 教職員サービス・監察担当課長

高野 亜矢子 こども青少年局子育て支援部幼稚園運営企画担当課長

松浦 令 教育政策課長
有上 裕美 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に異委員を指名
- (3) 案件

議案第74号 大阪市学校適正配置審議会委員の委嘱について

議案第75号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問及び委員の委嘱について

議案第76号 職員の人事について

議案第77号 職員の人事について

報告第21号 大阪市学校施設マネジメント基本計画の中間見直しについて

なお、議案第75号から第77号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第21号「大阪市学校施設マネジメント基本計画の中間見直しについて」を上程。

上原学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

この計画については平成29年度に策定したものであり、まずは策定の経過から説明する。全国的に高度経済成長期に作られた施設が更新時期を迎え、大きな財政負担が見込まれることから、トータルコストの縮減などを図るために、国においてインフラの長寿命化にかかる計画が策定された。それを受けて、本市でも全体の計画を策定し、教育委員会事務局でも平成29年度に大阪市学校施設マネジメント基本計画を策定したところである。本計画は、国が計画策定の解説書や手引きを公表して、具体的な記載方法等を示しており、それらに基づいて長寿命化改修工事や予防保全の強化等について、効率的な学校施設整備を行うための事務の実施方針という位置づけで策定した計画である。次に、学校施設整備の基

本的な考え方について説明する。長寿命化改修の可否を判断する選定要件と、長寿命化の効果があるものは長寿命化改修を行って、そうでないものは建て替えるということを基本にしている。各学校設備の状況、更新時期も考えて、今年度の事業費を試算しているところである。次に、今回の中間見直しについて説明する。本計画は平成29年度から令和8年度までの10年間の計画としており、策定後5年を経過した令和4年度に事業の進捗状況や、社会情勢の変化等を踏まえた計画の中間見直しを実施することとしている。今回の主な変更点として、1点目、在籍児童生徒数や学校施設の保有量、維持更新のコスト実績及び今後の見込みなどについて時点更新を行った。2点目、令和2年4月に学校活性化条例の改正、また大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定したことに伴い、学校配置の適正化の進め方について追記をした。次に今回更新をした今後30年間の計画について説明する。この計画に基づく長寿命化改修の導入と予防保全の強化により、直近10年間、従来の事後保全型に対して新たな長寿命化型が786億円コスト増となるものの、今後30年間トータルで比べると、従来の事後保全型よりも1265億円コスト減となる。なお、計画の見直し時期についてはあくまで目安であり、今後も社会情勢等の変化に基づき、都度必要があれば計画の見直しの検討をしていく。学校施設は児童生徒の教育の場であるとともに、地域の防災拠点としての機能を併せ持つ、特に重要度の高い施設であることから、効率的、効果的な予防保全の効果を維持するためにも、計画的な施設整備に努めていく。

青柳こども青少年局子育て支援部長からの説明要旨は次のとおりである。

引き続き、幼稚園について説明する。この計画に基づく長寿命化改修の導入の予防保全の強化により、直近10年間で比較をすると、事後保全型に対して長寿命化型が10億円コスト増となるものの、今後30年間で比べると、事後保全型よりも35億円コスト減となる。これまで市立幼稚園においては、民間に任せることを基本に民営化を進めてきたが、今後は個々の園の状況や地域ニーズ等を十分考慮しながら、民営化の進め方を引き続き検討し取り組むこととしている。長寿命化を進めるにあたっては、各園の状況を的確に捉えて検討する。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 1点目ですが、基本計画（改訂版）の23頁にライフサイクルコストのイメージ図があり、この上と下の図のなかに大規模改造云々ということが記載されている

けれども、イメージとして、従前型の修繕・改修周期を見てみると、20年と40年の間に事後保全型の改修というのがありますよね。下の長寿命型の図では、40年で長寿命化をするということで事後保全型改修がありませんが、基本的には20年と40年の間の事後保全型の改修というのはないとおかしいような気がします。残りの40年過ぎた後の事後保全型改修というのは、長寿命化で、改修が完全になくならないと思いませんから、ある程度小さい線が出てくるのは一般的なライフサイクルとして理解できます。しかし長寿命型の改修をやったら事後保全型の改修はないように見えるのだけれども、そこはいかがでしょうか。どういうふうに理解したらいいのか。

【上原学校環境整備担当部長】 確かに委員ご指摘のように、完全にその予防保全型といいますか、下に書いておりますような状態になるというのが目指しているところです。こちらの方でも突発的にその事後保全型の改修が出るケースというのは想定されるのですが、大体建物は、従来ですと60年経ったら改築としていたものを、20年おきに規模の大きな改修をする。特に40年目、建物のライフサイクルの真ん中に、例えばトイレ系統の改修ですとか屋上防水といったような大規模改造と示してあるものに加えて、建物のコンクリートの老朽化対策等を実施いたしますので、従来の事後保全型改修として出てくるものを先取りといいますか、ここにまとめてしまって、状態監視をきっちりしながら、大きな事後保全型改修が出ないようにというイメージで作っていますが、ご指摘のように、確かにその20年と40年の間に出てくる山というのは、上下を比較すれば同じで、出てくるはずじゃないのかとのご指摘ですが、考え方として、起こった時の事後対処型ではなくて、しっかり施設の状態を、施設カルテ等を使って監視をしていくことによって、大きな事後保全を出さないように取り組んでいくという考え方で作らせていただいています。

【大竹委員】 逆にこのグラフでいくと、20年の大規模改造の改造費用よりも、下の方の長寿命改修の20年のところは予防的な保全を前倒しでやっているから、ここが高くなっているということですか。

【上原学校環境整備担当部長】 そうです。

【大竹委員】 経済比較上もそういうふうになっているという理解でよろしいのですか。

【上原学校環境整備担当部長】 はい。前倒し前倒しという考え方で基本は作っております。

【大竹委員】 それからもう1点の質問は、令和4年度から見ればそのとおりなんで

すが、前回の平成29年度から令和8年度までの10年間というふうに見た時に、その時にも当然、令和4年から令和8年というところにこのような施設整備費の比較というのがあるのですが、その時の山との関わりで見るとどういような山になってて、スタートが違うから全然違うものなのか。これまでやってきたものと中間で見直すというところで、またそれから先に今度はさらに10年、これは30年やっているということなので、その山との違いというのは何か出てくるのですか。

【上原学校環境整備担当部長】 基本的には当初の予定どおり、ほぼ進んできております。一部違うところは、令和2年度にコロナの影響で一部の工事が先送りせざるを得なかったことと、建築コストは毎年変動しますので山全体のボリューム感が少し変化しておりますが、基本的には当初の予定どおり進んできておりますので基本的には変化がありません。

【大竹委員】 そうだとすると、令和4年から令和8年という、6年から10年ですか、この山というのはね、従来型が低くて、長寿命型が全体として施設整備費が大きいということですが、それを少しずらして見ると、この10年経った令和14年と長寿命型のところというのは、従来型が高くて長寿命型が低くなっているというのは、昭和40年代から50年代の出来た校舎の設備の対象が違うから、山の傾向が違ってきているということではないのでしょうか。

【上原学校環境整備担当部長】 有り体に申し上げますと、建て替える建物が、建ててから大体40年までのものは長寿命化の対象にしますが、それを超えたものは建て替えになりますので、どうしても最初の間は従来方式の建て替えと、長寿命化改修がダブルに出てきますので、かなり山が大きくなるのですが、先を見ると改築のボリュームが減ってきますので、こういった減少になっております。

【大竹委員】 はい。わかりました。

【異委員】 小学校、中学校対象になるかと思うのですが、校舎の上にプールがあるパターンが多いかと思うのですけれど、更新年数30年ということで、長い目で見た時に、最近プールの廃止が相次いでいて、老朽化であったり維持費がすごくかかると聞きます。こういった面で大阪市においては、小学校、中学校のプールの改築、そして今後にあたっての議論って何か出ていたりするのですか。

【上原学校環境整備担当部長】 議会では、民間なり教育委員会以外が設置した外部のプールを委託のような形で利用できないかという議論もあります。指導部の保健体育担

当の方で試行的にそういった取組ができないかという検討が一部では行われておりますけれども、学校施設の整備を行う立場としましては、やはり子どもたちの授業時間が限られていますので、そんな中で外のプールに移動ができるのかという課題もあります。時間の制約と、あとやはりその施設が外部の施設ですと、永続的にそこにあるとは限らないということもございますので、基本的には本市では小学校、中学校ともプールを一応備えていくというのを基本に整備はしております。

【異委員】 今後も小学校、中学校においては、校舎というか学校内にそのまま継続して配置するということですか。

【上原学校環境整備担当部長】 はい。基本的にはそういった考えです。

【異委員】 今の段階ではということですか。

【上原学校環境整備担当部長】 外部委託等の検討の動向によっては、そのボリュームが増える可能性はありますが、基本的には備えていくという考え方でございます。

【森末委員】 30年スパンで見ると経費、コスト削減になる。10年ぐらいで見ると、逆に長寿命化の改修にかかったり、ダブルでかかったりするから高くなるということですね。長寿命化することは確かにいいことだと思いますし、資源の無駄遣いになりませんね。ただ、そうすると長寿命化するとしても80年でしたか。やっぱり完全に取り壊して建て替えないといけませんね。その時ボーンとコストが出てくるのでしょうか。そうすると何がメリットかということ、長寿命化で今までの60年を80年に延ばす、20年延ばすために長寿命化のメンテをボンとする。今まで以上にメンテをするということのコストよりも、20年延ばして建て替える方がメリットが高い。端的に言ったらそういうことでいいんですよね。

【上原学校環境整備担当部長】 はい。

【森末委員】 そういう意味では、やはり財政負担を、その30年スパンぐらいで見た時に軽減するというのが、今回の目的だということですね。ただ、逆に言えば、20年早く、今までだったら新しい校舎にいったのだけれど、それがちょっと延びる、そういうことの差し引きというか、メリット、デメリットの兼ね合いを見てこれでいくと。こういうことで理解してよろしいですか。

【上原学校環境整備担当部長】 はい。そうでございます。

【森末委員】 はい。わかりました。結構です。

【栗林委員】 こうした考え方を大阪市の方でしっかりやっておられて、国の方でも同じような考え方っていうのがあって、取組を同じようにやっているところがあると思う

のですが、心配する必要はないのかもしれませんが、考えておかななくてはいけない点があるとするば、例えば人口動態ですよね。人口動態が、劇的にそういうことが起こるかどうか分かりませんが、推計のもとに順次点検しながら対応を図っていくということになっていて、そういう意味では非常に適切だと言えらると思うのですが、劇的な人口動態の激変が起こった場合には、大阪市のように、ある意味お金持ちの自治体は何とか対応できるのかもしれませんが、日本全国のあちこちで同じようにやれるかという、必ずしもそうではないと思うのです。これはそういう意味で、今受け止めておいたらいいか、受け止めておくしかないというか。そういうふうに理解しておいたらいいのですか。

【上原学校環境整備担当部長】 現時点で想定されます、例えば市内中心部での急増対策の経費など、見えているところは反映しておりますが、もっと今後大きな状況変更が出てまいりましたら、それこそまた今回のような見直しをさせていただくようなことになるかと思ひます。

【栗林委員】 わかりました。

【平井委員】 大阪市の場合、インバウンドの影響で海外にルーツをもつ児童・生徒の増加が顕著と聞いています。それに併せて、児童・生徒数も推移状況が変わってくることは自明ですので、中期ビジョンが不可欠だと思います。

【上原学校環境整備担当部長】 例へば基礎となるその人口がかなり増えらるとなりますと、またそれは新しく教室整備をしないといけな量が増えてまいります。ですので、そういった時は、またこの計画に上積みをしないといけなのですが、逆に大きく減りましたら建てる必要教室数が減りますので、それこそご指摘いただいておりますように、人口によってこの推計っていうのが、本当に数字が増減します。大きなぶれが見えれば、その時点で財政当局とも協議をして、また改訂をご審議いただくようなかたちになるかと思ひます。

【平井委員】 状況に応じて対応していくというわけですね。

【上原学校環境整備担当部長】 はい。ですけれども、一定の長期計画はいるかなという思想の元に作っております。

【平井委員】 はい。わかりました。

【大竹委員】 こういう長規模インフラ的な、ライフサイクルコストの考え方というのは、一般的にあります。もう1つ、このような計画を立てる時には、単年度ごとの全体の建て替えの建設費と、補修費を平準化するということなんですけれども、それで見ても

ると、これは平準化の方はないんですけど、単年度はだいたいこれで平準化されてるという理解でよろしいですか。

【上原学校環境整備担当部長】 そうですね。長いスパンで括っておりますので、徐々に変わっていているという状況です。ただ、そういったことが急に、どうしても急増対策などで、中之島西部地域の小中一貫校をつくりますというようなことになれば、大きな財源がいることになりますので、そういったところは財政当局もご理解をいただいて、以前、教育振興基金に財源を積み立てていただいたりしていますので、急にそういった急増対策などで財源的に大きく必要になる場合は、そういったところから取り崩すという手法もあります。ただ、トータルの財政事情の動きというのは、財政当局にも説明をして一定ご理解をいただいていますので、今のところはこういったお金の支出については、本市としてやっていく見通しはある程度立てているという状況です。

【大竹委員】 実際に設備、学校を見て、それぞれの判断をA、B、Cとやって、優先順位を決めるということなので、単純に40年だからとかということではなくて、やっぱり設備を見て、40年、50年後に、それでも良ければそれで50年やって、それからさらにまた40年っていうことで、出来るだけこれで決めたから40年がということではなくて、一定の目安なので、実際の工事計画をやる時には、やられていると思うのですが、実物の劣化度を見て、ぜひ効率的な予算の執行を努めていただければありがたいです。

【上原学校環境整備担当部長】 ありがとうございます。今も従来型でも、改築する場合には、コンクリートの劣化度合い、鉄筋の劣化度合いなどを耐力度調査ということで調査してから、一定の老朽化点数があればする。また、長寿命化改修にしても同じようなことをしていますので、その辺りを今後もしっかりやってまいりたいと思います。

【大竹委員】 はい。お願いします。

【平井委員】 政令指定都市という点で、横浜の事例も比較検討しておいた方がよいと思います。

議案第74号「大阪市学校適正配置審議会委員の委嘱について」を上程。

上原学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

この大阪市学校適正配置審議会は、小学校、中学校及び義務教育学校の規模及び配置の適正化に関する重要事項の調査、審議及び具体的な施策について、教育委員会に対する意見の具申を頂くために設けられているものである。本年9月8日をもって現任期が満了を

迎える予定になっている。任期満了に伴い、合計で２期４年をお務めいただいた７名の委員の方にはご退任をいただき、そのご後任として、一本松三雪氏、柏村貴一郎氏、片山紀子氏、田中真秀氏、中西啓喜氏、長谷川葵氏、山下晃一氏の７名の方を新任として委嘱し、残る６名の委員には再任して引き続き、任をお務めいただきたいと考えている。本日も承認をいただければ、令和４年９月９日付けで委嘱したいと考えている。任期は２年間である。再任の委員は、植松利晴氏、喜多村操氏、木村さやか氏、久保朋子氏、越村市二氏、西野雄一郎氏の６名の方々である。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第75号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問及び専門委員の委嘱について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

昨年度よりいじめ防止対策推進法第28条第１項の重大事態が発生した場合には、第三者委員会による初動調査を行うこととしているが、初動調査実施後に当該児童生徒及びその保護者が希望した場合、著しく合理性を欠く場合を除いて、第三者委員会に対して諮問を行い、詳細調査をするという仕組みとしている。今般、大阪市立中学校の生徒の事案に関して、当該生徒保護者より詳細調査の実施希望があり、本事案の経過を踏まえると、詳細調査を実施することに関し、著しく合理性を欠くことが認められる事情はないものと考えている。調査審議の範囲としては、本事案にかかる事実関係の調査、本事案にかかる学校及び教育委員会の対応の検証及び分析、調査結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置の検討の３点とした上で、第三者委員会の意見を取りまとめた報告書により、教育委員会及び市長宛てに答申を求める内容で諮問を行う予定としている。続いて、専門委員の委嘱について、本事案は、事実関係の調査及び認定に膨大な作業が必要になることが見込まれるため、適正かつ円滑に調査審議を進めていく上で専門委員として事実関係の調査及び認定に関し、専門的な知識と経験を有する弁護士が必要不可欠であると考えている。また詳細調査において生徒の聴き取りが多く発生することが見込まれるため、専門委員としてカウンセリングに専門的な知識と経験を有する臨床心理士が必要不可欠であると考えている。従って、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第５条第２項の規定に基づき、第三者委員会の専門委員を委嘱することについて決定

をいただきたいと考えている。専門委員の候補としては、Authense法律事務所に在籍されておられる櫛田翔弁護士と、大阪樟蔭女子大学にご在籍されていらっしゃる坂田浩之准教授である。櫛田弁護士は大阪弁護士会の子どもの権利委員会に所属され、子どもの権利に関わる幅広い見識をお持ちでいらっしゃる。坂田准教授は奈良県立教育研究所でスクールカウンセリングカウンセラーとしての活動をしている他、奈良県桜井市のいじめ問題専門委員会委員のご経験もあるなど、子どもや学校が抱える問題に関し知識が豊富でおられる。以上の点から、本事案の詳細調査を実施いただく専門委員として適任であるというふうに考えている。委嘱期間は、委嘱の日から本事案の調査審議が終了するまでの間となる。なお、今後のスケジュールであるが、本日の教育委員会会議で承認をいただいた後、できるだけ速やかに会議を開催できるよう進めたいと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第76号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は中学校教諭で、処分内容については、懲戒処分として減給6月とする。当該職員は、令和3年8月頃から10月頃にかけて、顧問であった部の部員に対して複数回にわたり暴力行為などを行った。またこれらについて、速やかに管理職に報告することを怠った。暴力行為等の詳細調査では、レシーブ練習の際に、早く立てよとの意味をもって、すぐに立ち上がらなかった部員4名に対して意図的にボールを強く投げ当てた。また、集中力が散漫になっていた際にも、注意を促すためにボールを投げ当てたり、不適切な発言を行った。事案発覚については、令和3年11月に実施した体罰暴力行為等に関するアンケートに関係生徒3名がこの事案について記載をし、校長らの確認に対して当該教諭は暴力行為等の事実を認め、さらに後日の事実確認の際に、不適切な発言等について申告をした。当該職員は反省の弁を述べている。

職員の処分量定の考え方について、この教諭の行為は、本市職員基本条例別表の第38項、教職員が児童等の身体を傷害するに至らない体罰を行うことに該当し、停職、減給又は戒告を考慮すべきものであり、体罰、暴力行為に関する処分等の基準に照らすと、傷害がなく、非違行為のない児童生徒に対する行為が複数回の場合に該当し、減給3月とすべきものとなる。ここに事案未申告による加重を行い、最終的に減給6月とすることが相当であ

る。

次に管理監督責任について、校長は各種指針や服務通達について、適宜周知をしていたが、部活動の巡視については組織的に行っていなかった。校長は反省の弁を述べている。

職員の処分量定の考え方について、大阪市部活動指針において、「リーダーシップ等を發揮し、部活動が顧問と生徒の閉鎖空間にならないようにすること」、「チェック機能体制の充実を図り、日常的に部活動の状況を把握すること」等、これらの取組が十分でなかったということは、校長の職責に照らし、職務遂行上、不十分な点があったと言わざるを得ないと考えている。類似する過去事例、過去事案があることを踏まえ、この校長に対して事務局指導を行うことが相当であると考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 この教員は保健体育で生徒指導ですね。クラブ活動だけではなく、生徒指導上の対応方法の指導も入れていただきたいと思います。保健体育の教員、専任は何人いるのですか。

【忍教務部長】 すみません。確認させていただきます。

【平井委員】 この先生も含めて、部活動の教育的な意義についてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。勝利絶対主義のような偏った考え方は不可とする指導の徹底が必要でしょう。

【忍教務部長】 教員なりの思いや、保護者の期待を受けての指導や、そういうものはあると思いますが、説明いたしましたとおり、部活動の指導の指針であるとか、様々なものに基づいて指導すべきと思いますので、そうでない部分につきましては指導した上で、1年は最低、部活動顧問には復帰はさせないところですけども、そういう状態を見て生活指導、生徒指導なども矯正の必要なところ是对応していきたいと考えております。

【平井委員】 組織運営から改善が必要だと思います。管理職の指導が適宜周知だけでは不十分であり、全校体制でどこまで浸透させるかというマネジメントにかかっていると思います。校長のリーダーシップとマネジメント如何で命運が分かれるのは自明ですから義務教育である点も配慮し、ガバナンスも含めて教育委員会事務局がしっかり指導していただきたく思います。

【忍教務部長】 必要な追加の聴き取りや調査をするなど、平井先生からのご指摘を踏まえて、校長への指導、校長から部下、教員への指導、監督などが適切に図られるよう

に対応してまいりたいと思います。

【平井委員】 校長や教頭といった管理職がクラブ活動に対し、どのような見方をされているのでしょうか。温度差があるのは言うに及ばずですが永遠のテーマにならないように教育委員会事務局が適切にハンドリングしていただきたいものです。

【忍教務部長】 はい。ありがとうございます。

【栗林委員】 教員の側にはおそらく、子どもたちに勝たせたいというような、そういう意識で言葉が荒くなったとか、そういうようなことがあるんじゃないかと想像しています。他方で、教員全体にクラブ指導というのは、そもそも負担であるというような、過重労働の一部として指摘される側面も大きいですね。教員採用の面でもそういうことが出てきている側面があります。部活動については、部活動指導の原則論みたいなものが各学校できちんと文章化されていることになっていると思うので、それが本当に守られているのかどうか。その視点も今後の校長による指導という中で確認していただき、今後も守っていくことに活かしていただく必要があるのではないかという印象を持ちました。

【忍教務部長】 部活動のことにつきましては、地域の活用など検討を促されているような部分もあり、そういう意味では、部活動というものがどうあるべきかというものに注目をしていきたいと思いますし、また各校長とコミュニケーションを図りながら、学校の実態、先生方に対する指導の状況など、適切に管理監督をしていただくために何をすべきかというようなところは勘案し、適切に学校運営をしていただくようにしていきたいと思います。

【異委員】 この中学校の生徒から、当該教諭がバレーボールの経験者ということで、できるだけ早く顧問に戻してほしいという声が上がっているようですが、これに対して生徒や保護者の方への説明など、今後どのように対応をされるのですか。もちろん1年間できないという規定があるのはわかるのですが、子どもたちにどのように説明をされるのですか。

【上田教職員サービス・監察担当課長】 確かに昨年度は、残った2名の顧問が経験者ではなく、部員たちは練習の質が以前ほどではないと、保護者も含めて少しご意見はあったようですが、この4月から経験者の教諭が転任してきたということもあり、今現在はバレー部については男女それぞれ2名ずつで、その中には経験者も入って指導しております。もちろん、特に配慮をしながらですが、そこについては一定、部員、保護者のご理解をいただけているのかなと考えております。

【異委員】 今後大きく部活動も変わっていくとは思いますが、まだその間、あと何か月かというところも継続して、生徒に非はないと思いますので、もちろん勝利至上主義とか、こういう体罰は絶対いけないことなのですが、できるだけ向き合って寄り添っていただきたいなと思います。

【森末委員】 処分量定の考え方ですが、基本的には減給3月で、加重要件で未申告によるプラス1で6月ということですね。これが3か月から6か月というのが、月数で倍になっているのですが、一般的に今までの処分の例からして、プラス1でやっぱりこの倍になっているということだと思います。

【忍教務部長】 この決まりが出来た時が、わりと体罰暴力行為が多く見られた時で、大阪市として強い姿勢態度で臨まなければならないというような中で、こういうようなマトリックスが作られたというように認識をしています。そういう意味で、過去量定との釣り合いの中でやっていますので、整合はとれているのかなと思います。

【森末委員】 そうですね。だから1，3，6という形で。プラス1はもう3か6だと。4，5じゃないのかという話はこれで一応クリアできる。結構です。

【平井委員】 部活動については、知・徳・体に直結するだけに学校評価にひもづけてもよいのではないのでしょうか。制度設計をブラッシュ・アップして、見える化しないといつまでたっても全体最適にならないように感じます。

【多田教育長】 わかりました。部活動については、先ほど来、地域移行の件もごさいますし、全般的なその運営のあり方ですとか、また今おっしゃっていただきましたような評価の点もあると思いますので、一度また整理をしてご説明させていただきたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第77号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は中学校教諭で、処分内容については、懲戒処分として減給1月とする。当該教諭は、令和4年5月に勤務校の敷地内で勤務時間中に1回、勤務時間外に2回、合計3回喫煙をした。令和4年5月に教頭が当該教諭の体からたばこ臭を感じたために、教諭が普段出入りをしている技術準備室に入ったところ、明らかに喫煙をした臭いを感じ、加熱

式たばこも見つけたことから、これらのことを校長に報告をし、校長が教諭に確認したところ、教諭が喫煙を認めた。当該教諭が勤務時間中に喫煙したのが5分であり、1月あたりの合計で1時間に満たないことから、給料等の返還は行わせないこととする。教諭は、反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 校務分掌は生徒指導担当であり、クラブの顧問、技術家庭の教員として、これまで取り組んでこられてこのような事案が起こり、学校としてこの教員にどのような指導を行い、改善されるつもりでしょうか。事案の発生理由や反省の弁が個人的なレベルであり、当然、管理職指導が入っていくと思われそうですが、どのような指導をされたのでしょうか。何か聞いておられますか。

【忍教務部長】 一般的な喫煙の部分については、何度も経験がありますので、それを踏まえた本人への指導や、管理職による管理監督、いわゆる校内の見回りですとか、持ち物チェックですとか、嗜好調査って言ったら大げさですけども、そういうようなものをするのかなと思っております。あとは、このような嗜好の中で起こったことですので、メンタルヘルスですとか研修というようなことをお考えになられるのであれば、学校の方にそういう支援をするようなことも考えられると思います。

【平井委員】 なるほど。

【忍教務部長】 いずれにいたしましても、校長と連携をしながら何が疎かであったのかとか、何が足りなかったのかというようなところを見つめていただきながら、教育委員会も入って現場をしっかりと引き締めていきたいと思います。

【平井委員】 メンタルな部分があるのであれば、より一層、任命責任だけでなく、改善に向けた指導の説明責任が求められると思いますが。

【栗林委員】 この方が喫煙しているというのを周りの人が全然知らなかったと、ある日突然、交通事故が起こったようなことで喫煙が発覚して、これ処分しますよというような話では、やっぱりないんじゃないかと。日頃から職場全体で、お互いに牽制機能がどんなふうに醸成していくのかと、そういうことがやっぱり課題になってくる事項かと思うので、これが発覚したから罰したらそれで全部が終わるというような話では全くないんじゃないかということは平井先生ご指摘のとおりで、だから校長先生の任命責任じゃないかと、そう思っているのかどうかちょっとあれですけど、やはり職場全体で牽制機能

を作っていくというのが大事ですよ。そのとおりだと思います。

【忍教務部長】 効果的にこういう事案を発生させないための管理監督のあり方を校長に見つめていただくために指導助言にあたりたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
